

第2章 人権をめぐる社会の取組

I 国際社会（国連）の取組

- 国際連合（国連）は、国際連合憲章第1条で人権及び基本的自由の尊重を国連の目的の一つとして掲げ、1948年（昭和23年）に世界人権宣言を採択し、「人権の尊重は世界の自由、正義及び平和の基礎であり、理性と良心によって支えられる」ことを明らかにしました。
- 以来、様々な^{*1}人権に関する国際条約を採択し、*「国際年」や*「国際10年」を設け、*人権に関する国際会議を開催し、国際社会に共同の取組を求めました。特に1994年（平成6年）世界人権宣言に示された権利や自由の促進のためには人権教育が不可欠であるとの考えの下、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「^{*2}人権教育のための国連10年」（以下「国連10年」という。）とする決議を採択し、国連行動計画を発表しました。
- その後、引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に「人権教育のための世界プログラム」が採択され、その第1フェーズ（2005年～2009年）として初等教育及び中等教育における人権教育を重点にした行動計画、第2フェーズ（2010年～2014年）として、高等教育における人権教育及び公務員、法執行者、軍隊への人権教育を重点とした行動計画、第3フェーズ（2015年～2019年）として、メディア関係者、ジャーナリストを重点とした行動計画が示されました。さらに、第4フェーズ（2020年～2024年）は、第1フェーズから第3フェーズの取組の一層の強化や若者を重点とした行動計画が示されるとともに「^{*3}持続可能な開発目標（SDGs）」の^{*4}目標4.7と連携させることとしています。国連は、「国連システム」といわれる加

^{*1}人権に関する国際条約・*「国際年」・*「国際10年」・*人権に関する国際会議＝資料編参照

^{*2}人権教育のための国連10年＝1995年（平成7年）～2004年（平成16年）。1994年（平成6年）の国連総会で決議され、国連行動計画が発表された。国連の計画では、人権侵害を受けている社会集団を分類して人権問題の重要課題を整理したこと、人権保障に実効のある職業集団を定めて特別に教育すること、人権文化（人権を尊重する意識を高め、態度を示し、行動すること）の構築を目的とすること、国際人権基準の普及を図ること、広報を重視すること、態度形成の手法を普及すること、などが示されている。

^{*3}持続可能な開発目標（SDGs）＝2015年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標。持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットから構成される。17の目標には「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」や「ジェンダー（社会的性別）の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント（自分で決定し、行動できる能力を身につけること）を図る」等がある。

^{*4}目標4.7＝SDGsの目標4「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」のうちのターゲットの1つ。「2030年までに持続可能な開発と持続可能なライフスタイル、人権、ジェンダー平等、平和と非暴力の文化、グローバル市民、および文化的多様性と文化が持続可能な開発にもたらす貢献の理解などの教育を通じて、すべての学習者が持続可能な開発を推進するための知識とスキルを獲得できるようにすることが掲げられている。

盟国とNGO・個人が共同・連携する手法で、国際社会の様々な人権課題に取り組んでいます。

- また、2005年（平成17年）3月、アナン事務総長の報告書「より大きな自由」が発表されました。この報告書の中でアナン事務総長は国連活動の柱である開発・安全・人権の密接な関連を踏まえて、国連の全ての活動で人権の視点を強化する考え「人権の主流化」を提唱しました。この提唱を受け国連特別首脳会合で「人権の主流化」の重要性を再確認し、2006年（平成18年）3月にこれまでの人権委員会に替えて、国連が世界の人権問題により効果的に対処するために国連人権理事会を創設したほか、人権高等弁務官事務所の機能強化など人権を最優先の考慮事項とする取組が進められています。

国際社会の取組

年	国際社会（国連）の取組	取組要旨
1948（昭和23）年12月	「世界人権宣言」採択	「人権尊重は世界の自由、正義及び平和の基礎であり、理性と良心によって支えられる」
1994（平成6）年12月	「人権教育のための国連10年」行動計画（1995～2004）	人権教育の積極的推進
X	人権教育のための世界プログラム第1フェーズ（2005～2009）	重点：初等・中等教育における人権教育
	人権教育のための世界プログラム第2フェーズ（2010～2014）	重点：高等教育、公務員、法執行者、軍隊への人権教育
	人権教育のための世界プログラム第3フェーズ（2015～2019）	重点：第1、2フェーズの取組強化、メディア、ジャーナリストへの人権教育
	人権教育のための世界プログラム第4フェーズ（2020～2024）	重点：第1～3フェーズの取組強化、若者への人権教育、「持続可能な開発目標（SDGs）」の目標4.7との連携
2005（平成17）年3月	アナン事務総長報告書「より大きな自由」発表	国連全ての活動で人権の視点強化「人権の主流化」提唱
2006（平成18）年3月	国連人権理事会創設	国連が世界の人権問題により効率的に対処、人権高等弁務官事務所の機能強化等 人権を最優先の考慮事項とする取組

II 国内の取組

- わが国では1947年（昭和22年）に「基本的人権の尊重」を基本原則とする日本国憲法が施行されました。同年に児童福祉法が施行され、福祉関係制度の整備が始まりました。1969年（昭和44年）には、わが国最初の総合的な人権施策となる同和対策事業特別措置法が施行されました。
- また、1956年（昭和31年）には国連に加入し、これまで「国際人権規約」をはじめ「人種差別撤廃条約」など14の人権関係条約を批准するとともに、国連が提唱する「国際年」の取組を行いながら国際的な人権保障の潮流に沿う方向で人権施策の充実・普及を図ってきました。1997年（平成9年）には、「国連10年」国内行動計画を策定・公表しました。

- 人権擁護施策推進法により設置された人権擁護推進審議会の「人権教育・啓発の推進に関する答申」を踏まえ、2000年（平成12年）に「教育・啓発法」が制定されました。また、同審議会は、2001年（平成13年）5月に人権救済に関する答申を行い、人権侵害に係る被害者救済の制度化が求められています。
- 一方、2000年（平成12年）には「児童の虐待防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が制定され、2001年（平成13年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」、2005年（平成17年）には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」、「犯罪被害者等基本法」、2008年（平成20年）には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の制定など、新たな人権課題に取り組むための制度化が進められました。
- また、2008年（平成20年）の国際的な金融危機に端を発した世界同時不況により、多くの派遣労働者が離職を余儀なくされると同時に住居も失う事態に陥り、憲法第25条の「生存権」の保障が社会問題化し、雇用の在り方や第二のセーフティネットを見直す契機となりました。
- 2013年（平成25年）には、「生活困窮者自立支援法」が制定され、生活保護に至っていない生活困窮者の包括的な相談支援をはじめ、住宅確保給付金や就労支援等が制度化されたほか、「いじめ防止対策推進法」や「障害者差別解消法」の成立、「障害者の権利に関する条約」の批准等、人権問題の改善のための制度的な枠組みが整えられるとともに、2014年（平成26年）1月には子どもの貧困問題の深刻化に伴い「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。
- また、2016年（平成28年）には、差別を解消するため、4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。さらに、2019年（令和元年）5月に、アイヌ民族の諸課題に対応するための「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されるとともに、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が一部改正され、パワーハラスメントの防止対策が法制化されました。6月には、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童福祉法等が一部改正される等、人権尊重社会実現に向けた取組が進んでいます。

国内の取組

年	国内の取組	取組要旨
1947 (昭和 22) 年	「日本国憲法」施行	「基本的人権の尊重」を基本原則
	「児童福祉法」	福祉関係制度の整備
1956 (昭和 31) 年	国連加入	
1969 (昭和 44) 年	「同和对策事業特別措置法」施行	国内最初の総合的な人権施策
1979 (昭和 54) 年	国際人権規約（社会権、自由権）批准	
1995 (平成 7) 年	人種差別撤廃条約批准	
1997 (平成 9) 年	「国連 10 年」国内行動計画策定・公表	
2000 (平成 12) 年	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
	児童の虐待防止等に関する法律（児童虐待防止法）	
2001 (平成 13) 年	人権救済に関する人権擁護推進審議会答申	人権侵害に係る被害者救済制度の制度化
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV 防止法）	新たな人権課題に取り組むための法整備
2005 (平成 17) 年	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）	
	犯罪被害者基本法	
2008 (平成 20) 年	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	
2013 (平成 25) 年	生活困窮者自立支援法	生活困窮者の包括的な相談支援・住宅確保給付金・就労支援等の制度化
	いじめ防止対策推進法	人権問題の改善のための制度的な枠組み
	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」成立（H28 施行）	
	「障害者の権利に関する条約」批准	
2014 (平成 26) 年	子どもの貧困対策の推進に関する法律	
2016 (平成 28) 年	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	個別の人権問題の解決に向けた法整備
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）	
	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	
2019 (令和元) 年	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律	
	「労働施策総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」一部改正	パワーハラスメントの防止対策法制化
	児童福祉法等の一部改正	児童虐待防止対策の強化

Ⅲ 県内の取組

- 本県でも、これまで部落差別問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療をめぐる人権、さまざまな人権の個別分野ごとに、それぞれの課題解決のために各種施策に取り組んできました。
- 本県における総合的な人権施策は、『「人権教育のための国連 10 年」大分県行動計

画』(以下「県行動計画」という。)の取組が挙げられます。国連10年が採択され、国が国内行動計画を策定したことを受け、県は1998年(平成10年)3月に県行動計画を策定し、教育・啓発をはじめとする取組を行ってきました。

- 国連10年の取組は2004年(平成16年)12月までに期限が終了することや、教育・啓発法で地方公共団体の責務が規定されたことを踏まえ、2004年(平成16年)7月には「県行動計画」期間満了後に係る人権施策の基本的方向の検討とそれに対する意見や提案を行う「大分県人権尊重社会づくり推進審議会」(以下「審議会」という。)を設置しました。
- 2003年(平成15年)9月に「人権問題に関する県民意識調査」を実施し、この調査結果や審議会の意見を踏まえて、人権施策を総合的に推進するため2005年(平成17年)1月に大分県人権施策推進本部を設置し、基本計画を策定しました。さらに、以後の5年間を目標期間とし基本計画を具体化するための実施計画、人権施策推進本部の取組について単年度ごとの進行管理を行う「職務推進行動計画」、教材整備指針等の各種指針及び市町村への推進要請基準となるガイドラインを策定し、人権を尊重する社会の確立を目指した取組を行いました。
- また、このような取組を踏まえ、2008年(平成20年)12月には、すべての人の人権が尊重される社会づくりを進めるため、「人権条例」を制定し、2009年(平成21年)4月に施行しました。
- これまでの基本計画、実施計画、職務推進行動を整理し、2010年(平成22年)には、人権条例に基づき、基本計画を継承しつつ、これまでの成果と新たな課題を踏まえた基本方針及び基本方針を具体化するための実施計画(平成22年度～平成26年度)を策定、2015年(平成27年)に基本方針の改定、実施計画の再策定(平成27年度～平成31年度)を行い、人権が尊重される社会づくりを総合的に推進してきました。

県内の取組

年	県内の取組	取組要旨
1998(平成10)年 3月	国連10年「大分県行動計画」	人権教育・啓発をはじめとする取組
2003(平成15)年 9月	「人権に関する県民意識調査」実施	
2004(平成16)年 7月	「大分県人権尊重社会づくり推進審議会」設置	「県行動計画」後の人権施策基本
2005(平成17)年 1月	「大分県人権施策推進本部」設置	基本計画・実施計画・職務推進行動計画・各種指針・市町村ガイドライン等策定
2008(平成20)年 12月	「大分県人権尊重社会づくり推進条例」策定	
2010(平成22)年	人権尊重施策基本方針・実施計画(H22～26年)策定	人権が尊重される社会づくりを総合的に推進
2015(平成27)年	人権尊重施策基本方針改定・実施計画(H27～31年)策定	